

志摩圏域県管理河川における 水防災意識社会の再構築に向けた取組

平成 30 年	2 月 23 日	策定
令和 元年	7 月 1 日	改定
令和 2 年	6 月 25 日	改定
令和 3 年	6 月 25 日	改定
令和 4 年	1 月 28 日	改定

志摩圏域県管理河川水防災協議会

鳥羽市、志摩市、気象庁津地方气象台、
三重県南勢志摩地域活性化局、三重県農林水産部、三重県県土整備部、
三重県志摩建設事務所、
国土交通省中部地方整備局地域河川課（オブザーバー）

目 次

1 . はじめに	1
2 . 協議会の構成.....	2
3 . 目的.....	3
4 . 概ね5年間で実施する取組.....	4
5 . フォローアップ.....	8

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生しました。

また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生しました。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。この答申を受け、平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示されました。

このような中、平成 28 年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、東北・北海道の中小河川において甚大な被害が発生しており、都道府県が管理する河川についても水防災意識社会の再構築に向けた取組を進めることが喫緊の課題となりました。

本県においても、平成 29 年 10 月の台風 21 号により紀伊半島大水害（平成 23 年 9 月）以来となる大規模な浸水被害が発生し、洪水浸水被害に対する備えが必要であることが、改めて認識されたところです。

これらのことから、志摩圏域の県管理河川について、地域住民の安全・安心を担う鳥羽市、志摩市、気象庁津地方气象台、三重県、国土交通省中部地方整備局（ 1 ）、が「志摩圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

協議会では、志摩圏域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえた迅速かつ円滑な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策について各構成機関の役割分担や実施時期を示す「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」（以下「取組」という。）をとりまとめました。

今後は、毎年出水期に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしています。

1 オブザーバー（陪席者）として参加

2 . 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

機関名	役職名
鳥羽市	市 長
志摩市	市 長
気象庁 津地方気象台	台 長
三重県 南勢志摩地域活性化局	局 長
農林水産部 農業基盤整備課	課 長
県土整備部	水災害対策監
県土整備部 河川課	課 長
志摩建設事務所	所 長
(オブザーバー) 国土交通省 中部地方整備局 地域河川課	課 長

3. 目 的

協議会開催の目的

平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風第 10 号による大規模な水害など、現状の河川の能力を超える大水害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっています。

本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、志摩圏域の水防災意識の向上に資することを目的とします。

現状課題

協議会において、以下の項目を現状課題としました。

- 1) 水害・土砂災害リスク認識の課題
浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域の情報や河川水位情報・土砂災害警戒情報の拡充も含め、行政が発する避難関連情報や水位情報・土砂災害警戒情報の的確な発信と住民の理解度の向上が必要。
- 2) 水防活動等の防災体制の課題
水防活動に向けた情報伝達や参集時間の迅速化や、大規模災害時においても確実に機能する水防体制間の連携が必要。
- 3) 施設維持管理の課題
改良事業には長期を要することから、洪水被害軽減に向けた経済的かつ効果的な維持管理を行うことが必要。

目的達成のための取組項目

志摩圏域の水防災意識の向上のため、今後概ね 5 年間で以下の 4 つの項目に取り組みます。

- 1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- 2) 洪水被害軽減のための水防活動を迅速・的確に行うための取組
- 3) 氾濫水による浸水被害軽減に関することや、洪水被害軽減のための河川管理施設の維持管理等に関する取組
- 4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、志摩圏域の水防災意識の向上を目的に、各構成機関が取り組む主な取組事項・目標時期については、以下のとおりです。

1) 住民の洪水被害に対する防災意識向上に資することや、円滑かつ迅速な避難行動のための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
1	<p>【洪水時における河川管理者からの情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるように、避難勧告等の発令につながる情報を市に提供します。 県から水位周知河川の情報等を市長に直接電話等で伝えるホットラインの運用を行います。 	加茂川	H29より継続して実施	三重県 鳥羽市
2	<p>【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目した防災行動とその実施主体を時系列で整理した水害対応タイムラインについて水位周知河川を対象に作成します。 	加茂川 磯部川	H30 磯部川については、試行を検討する。	三重県 鳥羽市 志摩市
3	<p>【水害危険性の周知促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害危険性の確認(危機管理型水位計・量水標の検討・設置、浸水状況等の確認等) 水位周知の検討 	磯部川など、水位周知河川未指定となっている河川	R03まで 浸水状況等の確認は、毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
4	<p>【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の立地状況を確認し、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況等を確認します。 	市町村地域防災計画に位置付けられた施設	H30より継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市

5	<p>【浸水想定区域図の作成・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成・公表します。 	加茂川 磯部川 堀通川 紙漣川 落口川 白木川 鈴串川 大吉川 藤谷川 大谷川 地藏川 東海川 西川 後沖川 奥の野川 迫子川 清水川 南張川 湯夫川	H30 R01 R03	三重県
6	<p>【浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップを策定・周知します。 	加茂川 磯部川	R01 R03	鳥羽市 志摩市
7	<p>【共助の仕組みの強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加及び情報共有を実施します。 	全管理河川	R02 より 継続して 実施	鳥羽市 志摩市
	<ul style="list-style-type: none"> ・水防災協議会を構成している市における地域包括支援センター等にハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置します。 	加茂川 磯部川	R02 より 継続して 実施 R03 より 継続して 実施	鳥羽市 志摩市
8	<p>【住民防災意識の向上と防災教育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。 ・小中学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための水防災教育を実施します。(出前講座、「防災ノート」の配布等) 	管内の住民団体等及び学校	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市

9	<p>【危機管理型水位計や量水標の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。 	<p>【鳥羽市】 落口川 加茂川 紙漣川 堀通川 鳥羽河内川 白木川 【志摩市】 東海川 日出川 磯部川 野川 湯夫川 南張川 桧山路川 迫子川 後沖川 池田川 大谷川 前川</p>	R02 まで	三重県
1 0	<p>【簡易型河川監視用カメラの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 画像・映像によるリアリティーのある河川の状況を、地域の住民や消防団等が確認できるように簡易型河川監視用カメラを水位周知河川に設置します。 浸水の危険性が高く、住民の避難判断のための画像情報が必要な箇所など、設置が必要な箇所について検討します。 	<p>加茂川</p> <p>水位計設置箇所を対象</p>	<p>R02</p> <p>R03</p>	<p>三重県</p> <p>三重県</p>
1 1	<p>【防災気象情報の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨（浸水害）洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 	管内全域	継続して実施	津地方气象台

2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行うための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
1 2	<p>【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。 	全管理河川	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
1 3	<p>【水防訓練の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 	志摩建設事務所水防支部及び2水防管理団体	H30より毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
1 4	<p>【水門・排水施設の運用点検の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門・排水施設等の運用点検を関係者と実施します。 	志摩建設事務所水防支部及び2水防管理団体	H30より毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市
1 5	<p>【市町庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討します。 	県立志摩病院 2市の管理施設	R03	三重県 鳥羽市 志摩市

3) 氾濫水による浸水被害軽減に関することや、洪水被害軽減のための河川管理施設の維持管理等に関する取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
1 6	<p>【危機管理型ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決壊までの時間を少しでも引きのばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏法保護工を必要に応じ実施します。 	全管理河川	継続して実施	三重県
1 7	<p>【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（堆積土砂撤去）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（堆積土砂撤去）河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 	全管理河川	毎年、継続して実施	三重県 鳥羽市 志摩市

18	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策（河川改修）】 ・計画的な河川改修を実施します。	前川	継続して実施	・三重県
----	--	----	--------	------

4) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

番号	主な取組事項	対象	目標時期	取組機関
19	<p>【想定される土砂災害リスクの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定した土砂災害（特別）警戒区域やその他の土砂災害の恐れがある箇所について状況を確認し、区域の見直しを適宜行います。 ・地域防災計画に土砂災害（特別）警戒区域の事項を掲載します。 ・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 ・土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設等の立地状況を確認し、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況等を確認します。 	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	<p>継続して実施</p> <p>R03</p> <p>H30より継続して実施</p>	<p>三重県</p> <p>鳥羽市 志摩市</p> <p>鳥羽市 志摩市</p>
20	<p>【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を配信します。 	圏域内の土砂災害の恐れがある箇所	実施中	<p>津地方気象台</p> <p>三重県</p>

5. フォローアップ

毎年、出水期前に、前年度の出水時の対応について振り返るとともに、取組の進捗状況を確認する等フォローアップを行い、必要に応じて取組の見直しを行います。